

「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」の一部改正について

平成 23 年 4 月 19 日

（下線部分変更）

新	旧
（売買の停止） 第 34 条 本協会は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定めるところにより、グリーンシート銘柄等の店頭取引を停止することができる。 1 （ 現行どおり ） 2 3 グリーンシート銘柄等又はその発行会社に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確である場合又は本協会が当該情報の内容を周知させる必要があると認める場合 グリーンシート銘柄等又はその発行会社に関し、会社情報等報告細則により報告が必要とされる事実に関する情報が生じている場合において、本協会が必要と認めた時から、当該情報の真偽及び内容に関する発表等が行われたことを本協会が確認した後 <u>15 分</u>を経過した時（グリーンシート銘柄等としての指定を取り消す事由に該当する場合又はそのおそれがあると認める場合は、本協会が指定取消しの決定に関する発表を行った後 <u>15 分</u>を経過した時）まで。ただし、当該銘柄のグリーンシート銘柄等としての指定を取り消すこととした場合その他本協会が停止の継続を適当と認めた場合は、停止期間を延長することができる。	（売買の停止） 第 34 条 本協会は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定めるところにより、グリーンシート銘柄等の店頭取引を停止することができる。 1 （ 省 略 ） 2 3 グリーンシート銘柄等又はその発行会社に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確である場合又は本協会が当該情報の内容を周知させる必要があると認める場合 グリーンシート銘柄等又はその発行会社に関し、会社情報等報告細則により報告が必要とされる事実に関する情報が生じている場合において、本協会が必要と認めた時から、当該情報の真偽及び内容に関する発表等が行われたことを本協会が確認した後 <u>30 分</u>を経過した時（グリーンシート銘柄等としての指定を取り消す事由に該当する場合又はそのおそれがあると認める場合は、本協会が指定取消しの決定に関する発表を行った後 <u>30 分</u>を経過した時）まで。ただし、当該銘柄のグリーンシート銘柄等としての指定を取り消すこととした場合その他本協会が停止の継続を適当と認めた場合は、停止期間を延長することができる。

新	旧
4 (現行どおり) 付 則 この改正は、平成23年 5 月 9 日から施行する。	4 (省 略)